

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系排気ファン（A）の軸受温度指示計に指示値不良が認められたため、当該温度指示計を点検・調整	D	
2	1号機	高圧第2給水加熱器（A）抽気蒸気入口逆止弁のグランドシール温度記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
3	1号機	中性子計測系中性子源領域モニタ（チャンネル23）の定例試験において、ペリオド指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
4	1号機	原子炉レベル変換器（LT-59A）の元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	原子炉レベル変換器（LT-646B）の元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	主タービン用主油タンク出口弁の下流側フランジ下部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	復水脱塩装置脱塩塔（5）のイオン交換樹脂出口電動弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	2号機	復水脱塩装置脱塩塔（3）の復水入口電動弁又は復水出口電動弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
9	2号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナの出口切替弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	2号機	原子炉建屋1階非常用二重扉用屋外側ハンドルの保護カバー（アクリル製）に破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
11	2号機	プロセス計算機に機器故障を示す警報が発生し、すぐに復帰する事象が発生したため、当該計算機を点検・修理	D	
12	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用補機冷却水ポンプ（A）の操作スイッチ用開閉表示ランプに破損が認められたため、当該表示ランプを修理	D	
13	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナの差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
14	4号機	廃棄物処理系廃液サージポンプ入口のろ過材供給切替弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	4号機	廃棄物処理系廃液ろ過器入口空気駆動弁に動作不良が認められたため、当該弁点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	復水脱塩装置通菜再生用苛性ソーダの移送弁（1台）及びドレン弁（2台）のフランジ部に苛性ソーダの析出（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	非常用ディーゼル発電機室暖房用ユニットヒーター入口蒸気圧力調整弁の上流側隔離弁のフランジ及びグランド部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）のレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
19	6号機	補機冷却海水系用硫酸第一鉄注入ポンプ駆動用電動機の点検において、電動機ブラケット取付用ボルト（4本全数）に腐食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
20	6号機	原子炉格納容器内換気空調系ダクトの点検において、逃し安全弁設置エリア付近のダクトに変形及び当該ダクト接続部の外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	核分裂生成物漏洩検出系モニター外側入口弁の開閉表示用リミットスイッチの点検において、ケーブル被覆に亀裂が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
22	6号機	補助ボイラ用重油サービスタンク室の天井換気口がホコリによる詰まりが認められたため、当該換気口を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで